

(第八章)

それに我が有るとする理由を否定する>因である業（行為）と行為者が有ることを否定する> [章の著述を説く]

言う。「君がその『生と住と壊の考察』をしたことによって、吾輩の心意を、空性を聴聞するに至らしめた。それ故に、ここでは行為者と業（行為）が考察されるに適する。」

説く。望み通りにしよう。

言う。「ここで、一切において善業と不善業も示され、その好ましい果と好ましくない果も示された。その如く善業と不善業の行為者も示され、まさしくそれとその果を食す者（享受する者）であると示されて、行為者が無くとも業（行為）は不合理であり、業（行為）が無くとも果は不合理である。そのように行為者と業（行為）が有るので、それが存在する故に、一切事物も良く成立することが合理である。」

章の著述を説く>業（行為）と行為者が自性として成立したことを否定する>一致する方向の行為と行為者が自性として成立したことを否定する>始めの二分類の行為と行為者を否定する> [主張命題を置く]

説く。もし、一人の行為者が業（行為）を為すとなれば、それ（行為者）となる者か、（行為者）ではないとなった者が為すことになる。業（行為）も、（業）あるとなったか、（業）ではないとなったものを為すとなるか？と問えば、そこで、

行為者になった者は、
業（行為）になったことをしない。
行為者でないとした者も、
業（行為）になっていないことをしない。 1

行為者となった者は、業（行為）であるとなったことをしない。行為者ではないとなった者も、業（行為）ではないとなったことをしない。

始めの二分類の行為と行為者を否定する>理由を示す>第一命題の理由>

[誰も為していない業が有るという背理で否定する]

何故かといえば、このように、

そうであるとなった者に、行為は無い。
 業（行為）も行為するものが無いとなる。
 そうであるとなったものに、行為は無い。
 行為者も業（行為）は無いとなる。 2

ここで、行為を具えるのみによって行為者であるとなる。（何故ならば）このように、為す者のみが行為者であるが、（行為を）為さなければそうではない故である。それ故に、行為を具えるその行為者は「行為者であるとなった（者）」といい、その「行為者であるとなった者」においては、「再び彼が業（行為）を為す。」という他の行為は無い。もし有るならば、行為が二つになり、一人の行為者に二つの行為は無い。

また他にも、業（行為）も、行為者が無いとなる。（行為をする行為者より）他の、何もしない行為者に、業（行為）が有ると仮定する場合においても、行為者は無いとなる。何故かといえば、行為者が業（行為）を為すことでその業（行為）の行為者となり、行為者が（行為を）為すことによって、その業（行為）は行為者と共にあるとなる。しかし行為と離れば、行為者はその業（行為）を為さない故に、そう見るので、その業（行為）は行為者が無い背理となるだろう。

第一命題の理由 > [何も為さないことに行為者が有るという背理で否定する]

その如く、業（行為）であるとなったものに行為は無い。ここでも、行為を具えるもののみが業であるとなり、このように行為のみが業であり、為されないことではない故である。それ故に「行為を具える業が、業であるとなる」という一業であるとなったものに、「何かの行為である。」という、他の行為は無い。もし有るならば、行為が二つとなり、一つの業に二つの行為は無い。

また他にも、

「行為者も、業（行為）は無いとなる。」

為されないその業に、行為者が有ると尽く考察したそれにも、業（行為）は無いとなる。何故かといえば、行為者の行為であれば、その行為者の業となり、為されたその業によっても、その行為者は業と共に有ることになる。しかし行為と離れば、その業は行為者の行為ではない故であり、そう見れば、その行為者は業が無いという背理になるだろう。そう見れば、行為が無い故に、業も行為者が無いという背理となるが、行為者も業が無いという背理となるので、行為者となった者は業であることをしない。

理由を示す>第二命題の理由> [無因となる背理によって否定する]

行為者でないとなった者も、業でないとなったことをしない。如何様に、といえは、

もし、行為者になっていない者が、
業になっていないことを為すならば、
業に、因は無い背理となる。
行為者も無因となるだろう。 3

「行為者と業（行為）でないとなった」とは、行為と離れたもの等である。

そこでもし、行為と離れた行為者でないとなった者が、行為と離れた業（行為）でないとなったことを為すならば、行為者と業（行為）は無因である背理となるだろう。何故かといえは、このように、行為を具える因より起こった行為者が、まさしく行為者であるが、業（行為）も、まさしく業である故である。

そう見るので、行為と離れた、行為者と業（行為）でないとなったものを尽く考えれば、まさしく無因である背理となるだろう。

第二命題の理由> [それを主張することに過失を述べる]

そこで、何ものも行為者でないとはならず、何も業（行為）ではないとならない。そう見れば、「これは行為者である。」「これは業（行為）である。」ということがあり得なくなる。それらがあり得なければ、「これは、福德を為すのである。」「これは、そうではない。」「これは、罪悪を為すのである。」「これは、そうではない。」ということも不合理になるだろう。それらが不合理であれば、顛倒した大きな過失となるので、その行為者でないとなった者は、業ではないとなったことを為さず、あるいは、

因が無ければ、果と、
因も合理とはならない。

因が無ければ、果は僅かにも合理とはならない。因の無いものに果が如何様に合理となろうか。もし合理であるならば、突然に一切のものが起こるとなり、一切の事始めがまさしく無意味ともなるので、それは主張しない。そう見るので、因が無ければ僅かな果も合理とはならない。

「因も合理とはならない。」とは、「因が無ければ縁も合理にはならない。」という主旨である。それも、「如何様に合理となるか」といえは、因より起こった諸事物において縁も役立つものであるけれど、因が無くまさしくそれが起こら

なければ、諸縁が何に役立つとなろうか。役立つことをしなければ、如何様に諸縁となろうか。そう見るので、因が無ければ果も合理とはならないが、因も合理とはならない。

それが無ければ、行為と、
行為者と行為するものは、適さない。 4

「それが無いならば、」とは、「それが無ければ」であり、その果が無ければ、行為と行為者と、行為するものも正しくならない。如何様にといえば、ここで、「切られるもの」を切るならば、「切る者」によって「切られる」ので「切るもの」であり、そこで、「切られるもの」である結果が有るならば切られる行為があり、切られる行為の行為者である「切る者」も有るが、その「切る者」も「(対象が)切られる行為を為すもの(道具)」によって、切る行為を為す。切られる対象である果が無ければ、拠所の無いものに、切られる行為が如何様に有るとなろうか。切られる行為が無ければ、その行為者である切る者が有ると何処でなろうか。切る者が無ければ、切られる行為を為すものが何処にあろうか。

行為等が正理でなければ、
法と非法は、有るのではない。

行為等が適さない背理となれば、法と非法等も有るのではない。何故かといえ、ここで、身口意の行為の特別なものである法と非法は、行為者と行為に依拠したと主張する故であり、そう見るので、行為と行為者と行為するものが理に適わなければ、それらに依拠した法と非法は、有るのではない。

法と非法が無ければ、
それから起こった果は無い。 5

そのように、法と非法が無ければ、それら法と非法より起こった果も無いという背理になるだろう。何故かといえ、種子等から実りが生じるが如く、法と非法より果が成立すると主張する故である。

行為等は正理ではない故に、それら法と非法は無い。それらが無いので、それより起こった果が有ると、何処でなろうか。

果が無ければ、解脱や、
繁栄(善趣)となる道は不合理である。

果が無くなる背理となれば、善趣へと転生することや、解脱へと変化する道も不合理になるだろう。何故かといえば、善趣や浄化解脱は法の果であるけれど、それらを得る方便が修行道であるならば、「善趣」や「浄化解脱」というそれらの果が無ければ、その道は何によって得られる方便となろうか。

諸々の行為一切も、
まさしく無意味である背理となる。 6

果が無いので、善趣へと浄化解脱への道が不合理である背理となるだけではない。世間において農作業等の行為であるそれらも、まさしく無意味である背理となる。世間は結果の為にそれやそれ等の行為を開始するけれど、それやそれ等の果は不合理であり、果が無ければ行為を成させることも疲労の器に尽きるので、まさしく無意味である背理になるだろう。それ故に、そのように因が無ければ多くの大きな過失となる背理となるので、「行為者でないとなった者が業（行為）でないとなったことを為す。」というそれは、非常に劣悪な言葉である。

一致する方向の行為と行為者が自性として成立したことを否定する > [第三分類の行為と行為者を否定する]

そこでこう、『行為者であり行為者でないとなった者が、業（行為）であり業でないとなったことを為す』と思えば。

それに対して述べよう。

行為者になって、なっていない者は、
（業に）なって、なっていないことを為さず、

行為者であり行為者でないとなった者は、行為を具え、行為を具えない者である。業（行為）であり、（業）でないとなったことも、行為を具え、行為を具えないことである。行為者であり行為者でないとなった者は、業（行為）であり（業）でないとなったことを為さない。何故かといえば、

そうであり、そうでないとなったものは、
互いに反する故に、如何で一となろうか。 7

もし、そのような行為者と業（行為）等があり得るとなれば、その行為者は

その業（行為）を為すともなろうか？そうであり、そうでないとなったものは互いに反するので、単一に有ると何処でなろうか。そう見るので、あり得ない故と、斯くも示された双方の過失となる背理となる故に、行為者であり行為者でないとなった者は（行為を）為さない。

そのように先ず、三つの同じ方向で、行為者と業（行為）は不合理であり、行為者であるとなった者は業（行為）であるとなったことを為さないことと、行為者でないとなった者は業（行為）でないとなったことを為さないことと、行為者であり行為者でないとなった者は業（行為）であり業（行為）でないとなったことを為さない。

業（行為）と行為者が自性として成立したことを否定する＞不一致の方向の行為と行為者が自性として成立したことを否定する＞ [それぞれの行為者が、方向の違うそれぞれの業（行為）を為すことを否定する]

不一致によっても不合理であり、このように、

行為者と業（行為）は、

（行為者に）なった者は（業に）なっていないことを為さない。

（行為者に）なっていない者も（業に）なったことを為さない。

先ず、行為者となった者は、業（行為）でないとなったことを為さない。行為者でないとなった者は業（行為）であるとなったことを為さない。何故かといえば、このように、

ここでも、その過失となる背理になる。 8

そのような様相の行為者と業（行為）を尽く考察するならば、ここでも、何故ならば、以前に示した過失である、行為者であるとなった者に行為が無いことと、業（行為）に行為者が無いことと、業（行為）であるとなったことに行為が無いことと、行為者に業（行為）が無いことと、業（行為）の無い行為者と、行為者と業（行為）でないとなったものに因が無いとなる故に、行為者であるとなった者は業（行為）でないとなったことを為さないが、行為者でないとなった者は業（行為）であるとなったことを為さない。

不一致の方向の行為と行為者が自性として成立したことを否定する＞

[方向の違う業（行為）を二つずつ為すことを否定する]

行為者と業（行為）は、

(行為者に) なったと共にある者は、(業に) になっていないことと、
(業に) なって (業に) になっていないことを為さない。

行為者となった者は業 (行為) ではないとなったことと、(業) であり (業)
ではないとなったことを為さない。何故かといえは、

理由は先に示した故である。 9

行為者となった者に行為が無いことと、業 (行為) ではないとなったことに
因が無いことと、業 (行為) であり業 (行為) でないとなったものは互いに反
する故に、「何処で一となろうか」と示した故である。

行為者と業は、

(行為者に) になっていない者は (業に) なったと共にあることと、
(業に) なって (業に) になっていないことを為さない。

行為者でないとなった者は業 (行為) となったことと、(業) であり (業) で
はないとなったことを為さない。何故かといえは、

理由は先に示した故である。 10

行為者でないとなった者は無因の業 (行為) を為し、業 (行為) ではないと
なったものに行為は無く、業 (行為) であり業 (行為) でないとなったものは
互いに反するので、「如何で一となろうか。」と示した故である。

行為者になって (行為者に) になっていない者は、
業になったことと (業に) になっていないことを
為さない。

行為者であり (行為者) ではないとなった者は、業 (行為) であるとなった
ことと、(業で) ないとなったことを為さない。何故かといえは、

ここでも理由とは、
先に示したものによって、知りたまえ。 11

行為者であり (行為者) でないとなった者は、業 (行為) が互いに反するの

で、「何処で一となろうか。」というものと、業（行為）であるとなったことに行為が無いことと、「業（行為）でないとなったことに因が無くなるだろう。」と示したことによって知りたまえ。

そのように、不一致である六方向によっても、行為者と業（行為）は不合理である。（何故ならば）行為者であるとなった者は業でないとなったことを、行為者でないとなった者は業であるとなったことを為さないことと、行為者であるとなった者は業でないとなったことと、業であり業でないとなったことを為さないことと、行為者でないとなった者は業であるとなったことと、業であり業でないとなったことを為さないことと、行為者であり行為者でないとなった者は業であるとなったことと、業でないとなったことを為さない。

そう見るので、「この行為者がこの業を為す。」というそれは、如何様にも不合理である。

章の著述を説く > [世俗名称として業と行為者を設ける方法]

言う。「『この行為者がこの行為を為す。』あるいは、『為さない。』というそれが、吾輩に何をしようか。有るならば先ず、行為者と業（行為）は有る。」

説く。何、君はゴマ油を求めて僧院の胡麻蔵を探すのか？君は「行為者」と「業」という名称のみによって喜び、何も為さぬ者を行為者であると主張し、為されぬことを業であると主張する。他の行為は不合理であるので、それらが有るとの考察は無意味になることは確かであり、そのような本性を持つ者は行為者でもないが、そのような本性を持つものは業でもないので、ここで、実在となったそれ自体が認められる如何なる理屈を思うのか。

言う。「もし、そのように行行為者も無く、業も無ければ、君が『無因となる背理となるだろう。』と斯くも示したそれら一切が、君に関わるのではないか。」

説く。（そうは）ならない。吾輩は行為者と業（行為）を無そのものであるとは言わないが、吾輩は、それらの行為であるとなったことと、（行為で）ないとなったことについて尽く分別することを捨て去ることをして、吾輩は行為者と業（行為）は依拠して名付けられたと主張する。それも如何様にといえば、

行為者は業（行為）に依拠しており、
業も（行為者）そのものに、
依拠して起こる以外、
成立する因は見られない。 12

行為者とは業（行為）に依拠して業（行為）に留まる。業（行為）に相対して「行為者」と名付けられ述べられる。その業（行為）も、行為者そのものに依拠して起こり、「その者の業（行為）」と名付けられ述べられる。

それ故に、その二つは相互関係を持つものとして名付けられたのであり、自性として成立したことと不成立は無い。

それ故に、そのようにその二つは「有そのもの（実在）」「無そのもの（虚無）」と承認していないので、中道と名付けられたのである。その名付けられ方以外に、その二つが成立する他の性相は見られない。

章の著述を説く > [その正理を他に適用する]

その如く近取を知りたまえ。

「近取」とは、事物であると視て、そこに事物が有るところに複数の行為者が有るので、ここで、近く取られたものと近く取る者が認められると主張したまえ。

そこで、行為者に依拠して名付けられるが如く、近取者も近く取られるものに依拠して名付けられる。業（行為）はまさしく行為者に依拠して名付けられるが如く、近く取られるものも近取者そのものに依拠して名付けられ、その二つにおいても、それ以外に成立する性相は見られない。

それも、如何様にといえば、

業（行為）と行為者を除いた故である。

「除いた」とは、「否定した」である。「故である。」とは理由の意味であり、それらの行為者と業（行為）は前述で多々なる様相で排除されたので、それらを除いたことのみによって、近取者と近く取られるものによって成立する他の性相も排除されたと知りたまえ。

そこで、斯くも「行為者となった者は業（行為）となったことを為さないが、行為者でないとなった者は業（行為）でないとなったことを為さない。行為者であり行為者でないとなった者は業（行為）であり業（行為）でないとなったことを為さない。（何故ならば）多くの過失となる故である。」というが如く、近取者も、近取者となった者は近取となったものを近く取ることをせず、近取者でないとなった者は近取でないとなったものを近く取ることをしない。（何故ならば）多くの過失となる背理となる故である。不一致の方向もその如く当て

はめる。

行為者と業（行為）によって、
残余の事物について知りたまえ。 13

行為者・業（行為）と、残りの諸事物は等しいと知りたまえ。

近取を個別に言及したことは、主要である故と、以降の内容の為であり、ここで「残余の諸事物」とは因と果や、支分と支分を持つものや、火と薪や、功德と功德を持つものや、性相と性相の礎（事相）や、そのような諸様相である。

それは、因であるとなったものは果であるとなったものを生じさせず、因でないとなったものは果でないとなったものを生じさせず、因であり（因で）ないとなったものは果であり（果で）ないとなったものを生じさせない。一切の場合においてもその如く当てはめて、斯くも言及された過失の背理となった諸々も示したまえ。

因も、果を生じさせるならば「(因) であるとなった」という。それより他は、「(因) ではないとなった」である。果も、生じさせられるならば「(果) であるとなった」という。それより他は、「(果) ではないとなった」である。

その如く、支分と支分を持つものについても見るべきであり、支分であるとなったものは支分を持つものとなったものに入らず、そうでないとなったものもそうでないとなったものに入らず、そうでありそうでないとなったものも、そうでありそうでないとなったものに入らない。

火であるとなったものも薪であるとなったものを燃やさず、そうでないとなったものもそうでないとなったものを燃やさない。そうでありそうでないとなったものも、そうでありそうでないとなったものを燃やさない。

功德であるとなったものも功德を持つものとなったものに入らず、そうでないとなったものもそうでないとなったものに入らず、そうでありそうでないとなったものも、そうでありそうでないとなったものに入らない。

性相であるとなったものも性相の拠所（事相）であるとなったものを表すことをせず、そうでないとなったものもそうでないとなったものを表すことをせず、そうでありそうでないとなったものもそうでありそうでないとなったものを表すことをしない。

斯くも、行為者は業（行為）に依拠して名付けられるが、業（行為）もまさしく行為者に依拠して名付けられる如く、果も因に依拠して名付けられるが、因も果そのものに依拠して名付けられる。支分を持つものも支分に依拠して名付けられるが、支分もまさしく支分を持つものに依拠して名付けられる。火も薪に依拠して名付けられるが、薪もまさしく火に依拠して名付けられる。功德

を持つものも功德に依拠して名付けられるが、功德もまさしく功德を持つものに依拠して名付けられる。性相の拠所（事相）も性相に依拠して名付けられるが、性相もまさしく性相の拠所（事相）に依拠して名付けられる。

そのように、それらに相互関係して名付けられる以外に、如何なる他の様相によっても、それらが成立することは不合理である。

因である業（行為）と行為者が有ることを否定する＞ [章の名を示す]

「行為者と業（行為）を考察する」という第八章である。

DECHEN 訳